参考資料2

「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査」の結果概要について

長崎市の認知症高齢者グループホーム火災とその後の対応

【火災の概況】

〇出火:平成25年2月8日(金)19:40分頃

○施設:グループホームベルハウス東山手

・入居者数 9名(うち1名短期入居者)

• 鉄骨造一部木造4階建

→ 1、2階がグループホーム(以下「GH」という)

→ 3、4階は事務所と住宅の用途

• GH部分の床面積: 259.64㎡

消防法施行令に基づくスプリンクラー設置義務のかかる 対象施設(275㎡以上)には非該当

〇死傷者数:

- 死 者 5名 (1名は病院搬送後(3月4日)に死亡) 内訳(GH利用者4名、一般住宅の居住者1名)
- 負傷者 7名

内訳(GH利用者5名、職員1名、一般住宅の居住者1名)

(参考) 過去のグループホーム火災とその後の対応

- ●平成18年1月8日発生(長崎県大村市) やすらぎの里さくら館: 死者7名、負傷者3名、延床面積:279.1 ㎡
- ◇ 275㎡~1,000㎡未満のGH等へのスプリンクラーの設置費用補助 (平成21年4月~)
 - ※ 消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置面積の義務の引き 下げ 1,000㎡→275㎡へ(平成19年6月改正 平成21年4月1日施行)
- ◇ 夜間人員配置基準を強化:宿直不可とし、夜勤の義務づけ (平成18年4月~)
- ●平成22年3月13日発生(北海道札幌市) グループホームみらいとんでん:死者7名、負傷者2名、延床面積:248.43 ㎡
- ◇ スプリンクラーの設置が義務づけられていない275㎡未満のGH等にスプリンクラー設置費用を補助(平成22年9月~)
- ◇ GHの事業者が避難訓練等を実施するに当たり「地域住民の参加 が得られる」ための運営基準の一部改正(平成22年9月~)
- ◇ 夜間人員配置基準のさらなる強化:ユニットごとに1人の夜勤(2ユニットで1人の夜勤を認めていた例外規定の廃止)(平成24年4月~)

今後の対応

※平成25年2月9日付 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 事務連絡 「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」

防 火 安 全 体 制 の 徹 底

- ・防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保等の点検等の周知徹底
- ・非常災害対策に係る各項目の実施状況等の点検
- ・消火設備の設置状況の点検

スプリンクラー未設置のグループホームへの積極的な補助制度の活用

・介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用を図り、積極的なスプリンクラー設備の設置

「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査」の結果概要について

目的等

- ○調査目的:スプリンクラー未設置の認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラーを設置しない理由等の把握
- 〇調査対象及び調査時点:平成25年2月22日時点でスプリンクラーが未設置であって、棟単位で275㎡未満の事業所
- 〇調査方法:市町村の介護保険主管部局の職員が、事業所へ訪問の上、調査票を記入。同時に、専門的な見地から
- の助言を行うため、可能な限り、消防本部(消防署)職員が同行して実施。

認知症高齢者グループ ホーム等火災対策検討部 会(消防庁)で公表 平成25年5月24日 午前10:00~12:00

結果

スプリンクラーの設置予定

- ・スプリンクラーが未設置の認知症高齢者グループホーム(275㎡未満
- =設置義務なし)は522事業所。
- ・そのうち「設置予定なし」が245事業所(46.9%)

			事業所数	(A)に対する 割合		
調	查	対象事業所(A)	522	100.0%		
	設置予定あり(B)		277	53.1%		
		25年度まで(24年度中含む)(C)	130	24.9%	(C)/(B)	46.9%
		26年度以降(D)	19	3.6%	(D) \((B)	6.9%
		時期未定(E)	128	24.5%	(E)/(B)	46.2%
	設置予定なし(F)		245	46.9%		

スプリンクラーを設置する予定のない理由(複数回答可)

「消防法令上の設置義務がない」が190事業所(77.6%)と一番多く、次いで 「設置費用が高額」が114事業所(46.5%)、「設置に伴う工事費用が高額」が 69事業所(28.2%)

